

新旧対照表

改正案	現行
<p>建築主等の変更等)</p> <p>第三条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定確認検査機関は、<u>法第六条の二第一項</u>及び第十八条第四項 (いずれも法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。) の確認を受けた建築物等の建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。この場合において、建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けた旨の報告があつた建築物等については、それぞれ第一項 <u>前項において準用する場合を含む。</u>に規定する届出があつたものとみなす。</p>	<p>建築主等の変更等)</p> <p>第三条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定確認検査機関は、<u>法第六条の二第一項</u>法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。) の確認を受けた建築物等の建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。この場合において、建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けた旨の報告があつた建築物等については、それぞれ第一項 <u>又は第二項</u>に規定する届出があつたものとみなす。</p>